

あさひ未来パーク飲料自動販売機設置運営事業者募集要項

1 事業の目的

この募集要項は、あさひ未来パークにふさわしい飲料水の提供により、利用者の利便性向上や公園の効用の増進等を図るため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づく許可をし、都市公園において飲料自動販売機を設置及び管理運営する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2 募集物件

- (1) 都市公園名 あさひ未来パーク
- (2) 所在地 下新川郡朝日町平柳
- (3) 設置場所 エントランス
- (4) 設置台数 1台
- (5) 許可面積 3.6平方メートル（幅 3.0メートル 奥行 1.2メートル）

3 設置期間

令和8年9月1日から令和13年3月31日まで

4 提案の内容

次の事項について提案してください。

(1) 売上手数料率

売上手数料の手数料率（％）を提案してください。提案は10％を下限とします。

※当町では公園使用料の規定を設けていないことから、売上手数料のみ収めていただきます。

(2) 商品の構成

子どもが多く利用する公園であることから、子どもが飲みやすく魅力的な商品を提案してください。

(3) 災害支援機能

飲料自動販売機に付帯した、災害発生時での無料飲料提供や避難情報伝達などの取組を提案してください。

(4) その他独自の取組

独自の取り組みなどについて提案してください。

5 応募の資格

応募者は、次に掲げる条件を全て備える法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募提案書の提出期間の最終日から選考までの間においても、朝日町から朝日町入札参加者の指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の許可条件及び法令等を遵守し、設置場所に飲料を販売する飲料自動販売機及び飲料容器の回収容器等を設置し、許可期間中継続して営業・運営する事業（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和6年度及び令和7年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属

する者でないこと。

6 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 設置許可

都市公園法第5条第2項に基づき、本町が設置事業者に対して飲料自動販売機の設置を許可します。

許可期間は、令和8年9月1日から令和13年3月31日までとします。

許可面積は、3.6平方メートルとし、その範囲内で空容器の回収容器も設置するものとします。

(2) 売上報告

設置した飲料自動販売機の売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、書面により報告してください。

区 分	報告期限
前期分（4月1日から9月30日）	10月31日
後期分（10月1日から3月31日）	4月30日

(3) 売上手数料

設置事業者は、飲料自動販売機の毎月の売上の合計額（税抜）に提案の売上手数料率を乗じた金額に消費税を加算した売上手数料を納付してください。納付は、本町が発行する納付書により、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌々月末以内の町が定める期日までに本町に納付してください。

区 分	納付期限
前期分（4月1日から9月30日）	11月30日
後期分（10月1日から3月31日）	5月31日

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電気設備

飲料自動販売機に要する電力は、町の負担とします。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

ア 許可物件を飲料自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。

イ 飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

ウ 飲料自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。

オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料自動販売機の仕様等

設置する飲料自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

ア 大きさは、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。

イ デザインは、障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

ウ 付加機能としてキャッシュレス対応を提供できること。

エ 新紙幣（1,000円）及び新貨幣（500円）が使用できること。

オ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

カ 熱中症の危険がある時期（６～９月）に、熱中症対策に資する商品のラインナップを拡充すること。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 飲料自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が溢れることがないように対処するものとする。空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、本町はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

ウ 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。

エ 設置事業者は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。

カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。

キ 設置事業者は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本町に申し出た上で、本町の承諾を受けること。

ク 本町は、本町の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

ケ 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本町の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償すること。

コ 本町が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(8) 原状復旧

設置事業者は、飲料自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本町の確認を受けることとします。

(9) その他

本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

7 応募申請手続

(1) 申請方法

応募受付期間内に、応募法人が、次に掲げる書類を提出先に持参又は郵送してください。

書類は全て１部ずつ提出してください。

- ・ 応募受付期間：令和８年７月２７日（月）～令和８年８月７日（金）（必着）
（土日の閉庁期間を除く）

午前８時３０分～午後５時（正午～午後１時を除く）

- ・ 提出先：〒９３９－０７９３ 下新川郡朝日町道下１１３番地
朝日町役場建設課 整備改良係

(2) 必要な書類

ア 応募申請書（様式１）

イ 提案書（様式2）

ウ 履歴事項全部証明書

※ 応募申請日前3か月以内に発行されたもの

エ 法人税、法人町民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人の本店所在地に納税したもので、令和7年度納税分

※ 未納がない証明でもよい。

オ 飲料自動販売機設置運営事業の実績（設置台数、売上高等 ※書式自由）

※ 令和6年度及び令和7年度の2年度分

カ 設置を予定する飲料自動販売機のカatalog

8 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年7月31日（金）まで

(2) 質問提出方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、持参または電子メールで提出すること。なお、電子メールで質問書を提出した際には、受信確認のため電話でその旨を連絡すること。

- ・宛先：朝日町建設課整備改良係
- ・メールアドレス：kensetsu@town.toyama-asahi.lg.jp
- ・件名：「あさひ未来パーク飲料自動販売機設置運営事業者募集質問書（会社名等）」

(3) 回答について

質問及び回答をとりまとめたうえで、令和8年8月4日（火）午後5時までに朝日町ホームページにて回答する。

9 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- (1) 応募の資格のない者の提案
- (2) 売上手数料率の数字を改ざん、又は訂正した提案
- (3) 記載事項が判読できない、又は必要事項の記載のない提案
- (4) その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法による提案

10 選定・日程

(1) 選定方法

ア 選定は、提案内容を審査する方式で行います。

イ 審査及び選定は、関係部署により構成される審査会で行います。

ウ 審査会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。

採点において提案内容(1)～(4)の一項目でも0点になった場合は、選定しません。

エ 提案内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は、審査会での審査対象としません。

オ 合計点で最高点を獲得した応募者を設置予定事業者として選定します。以下、得点に応じて第2順位以下の者を選定します。

(2) 結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に文書で通知いたします。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議については受け付けません。

(3) 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

ア 指定する期日までに設置許可申請を行わなかったとき。

イ 提案時から変更された内容で設置許可を申請することが明らかとなり、当該変更内容で審査を行うと設置予定事業者に選定されない順位になる場合。

ウ 応募の書類に虚偽の記載があることが分かったとき。

エ 応募の資格を失ったとき。

設置予定事業者の決定を取り消した場合及び設置予定事業者が辞退した場合は、第2順位以下の者を順序に従って設置予定事業者とします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・ 10%のときを1点とし、追加料率1%につき1点 ※ 39%で30点に到達	30
(2) 商品の構成	・ 販売品目が子どもが飲みやすく、魅力的かどうか。	15
(3) 災害支援機能	・ 災害時対応の対応について付加機能を提供できるか。	15
(4) その他独自の取組 【任意提案】	[提案例] ・ 公園利用者等への利便性向上に資する取組 ・ 熱中症対策の取組 ・ 防犯カメラ等の防犯への取組 ・ 新型機種 ・ 環境配慮 ・ ラッピング等のサービス自動販売機	40
合 計	100	

(2) 日程

項 目	日 程
募集要項の公表 応募書類の受付開始 質問書の受付開始	令和8年7月21日（火）
質問書の受付終了	令和8年7月31日（金）
応募書類の受付終了	令和8年8月7日（金）
審査会	令和8年8月中旬（予定）
審査結果の公表	令和8年8月下旬（予定）
覚書の締結	令和8年8月下旬（予定）
設置許可	令和8年9月上旬（予定）

あさひ未来パーク飲料自動販売機 設置箇所 現況写真

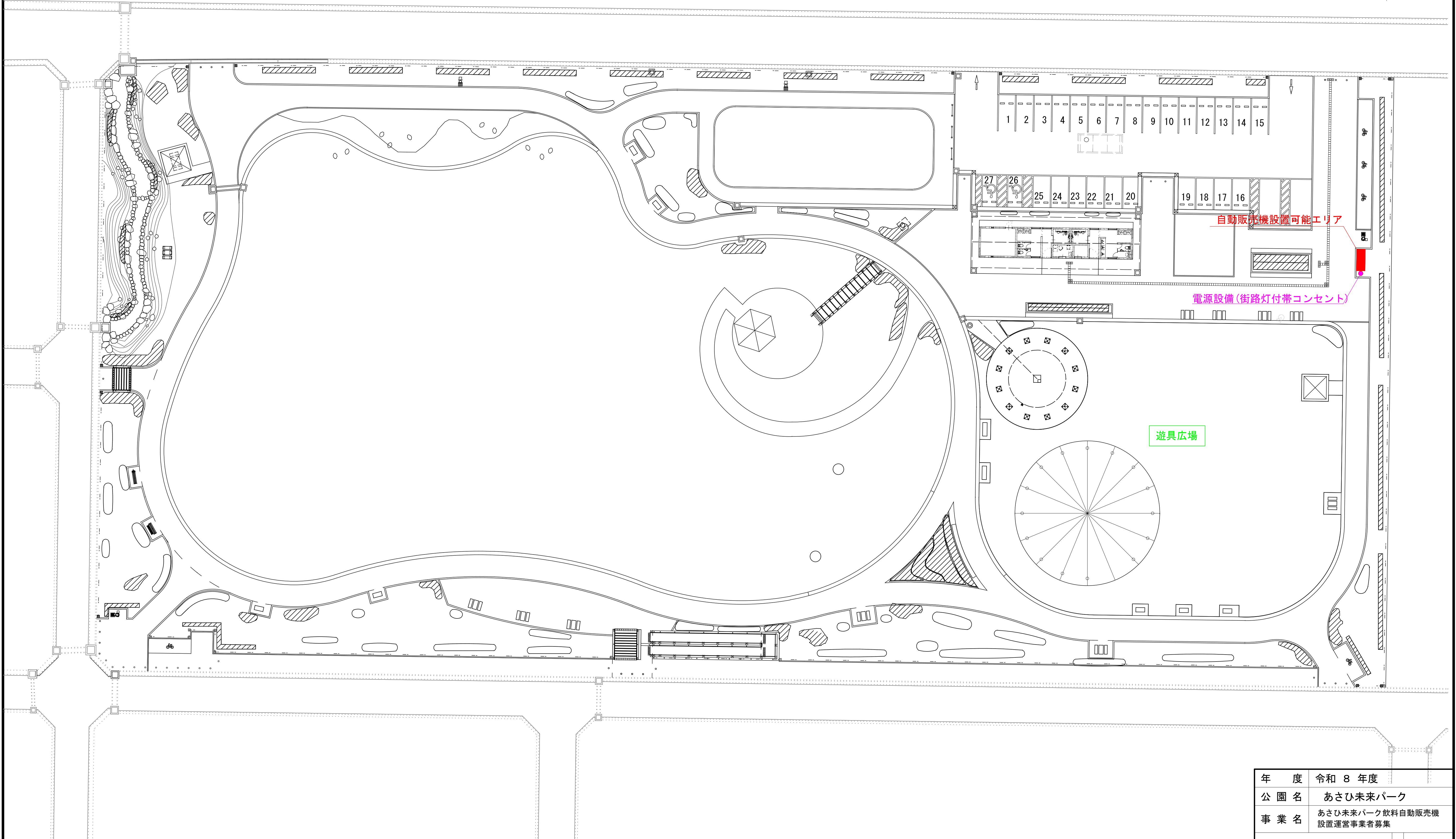
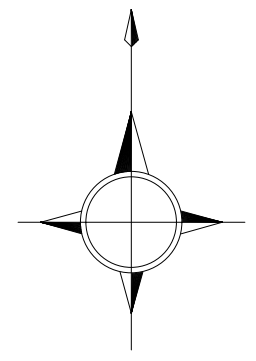
設置例

※コンセント差込口は街灯に設置予定です。



自動販売機設置箇所図

S=1:500 (A3)



年 度	令和 8 年度		
公 園 名	あさひ未来パーク		
事 業 名	あさひ未来パーク飲料自動販売機 設置運営事業者募集		
自動販売機設置箇所図	図 番		
縮 尺			
朝 日 町			